

外国人向け免税制度が改正されます 「ビジネスチャンスが拡大」

Q1 外国人向け免税制度とはどんな制度ですか。

A1 国外旅行をした際に免税店で割安に買い物をした経験がある方も多いと思いますが、日本でも外国人向け免税制度が設けられています。

外国人向け免税制度とは、訪日外国人旅行者に物品を販売する場合に、一定の要件を満たせば、消費税が免税となる制度です。消費税を受領せずに販売できるため、小売店にとっては取り込みたい需要といえそうです。今年の10月1日からこの制度が改正されます。

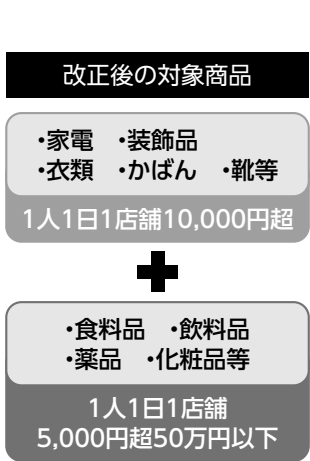
Q2 改正される背景を教えてください。

A2 日本は2003年から、訪日外国人旅行者数を増やそうと、ビジット・ジャパン・キャンペーンを開始しました。その結果、当初500万人だった訪日外国人旅行者数は10年経過した2013年には約2倍の1000万人を達成したと観光庁より公表されました。

今後は2020年のオリンピック開催を視野に入れて、2000万人を目指し、日本での旅行による消費拡大を進める、としています。そのためには、

外国人旅行者にとって魅力的な買物環境を整備する必要がある、今回改正されるものです。

Q3 改正により消費税の免税対象範囲が広がるそうですが、具体的にどのようなになりますか。



■平成26年10月1日より免税品目拡大



A3 現在免税対象となっているのは、家電、装飾品、衣類、かばん、靴等で、1人1日1店舗当たり1万円超の購入で消費税が免税となります。

これに加えて今回の改正では、これまで除外されていた地域特産のお菓子等の食品類、特産の地酒等の飲料類、薬品類、化粧品類といった消耗品を含め、全品目が免税対象品となります。新規対象品については1人1日1店舗当たり5000円超50万円以下の購入で消費税が免税となります。

こうした消耗品が対象となったことで、地方を訪れる外国人が特産品を購入する機会が今後益々増えそうです。現在の免税店約4600店は大都市圏に集中していますが、今後は地方にも免税店が拡大することが見込まれます。

Q4 店舗側の販売方法はどのようになりますか。

A4 消費税が免税となるための店舗側の販売方法の概略は次のとおりです。

- ① パスポートの提示
販売時に外国人旅行者からパスポート等の提示を受けます。
- ② 一定の包装・梱包
消耗品(新規対象品)を包装する際は、国内で消費されないように、一定の方法による包装、梱包をし、シール等で封印をします。
- ③ 記録票等の記載
店舗側は「購入記録票」を作成し、旅行者は「購入誓約書」を記載します。なおこの記録票等については、店頭での手続き時間短縮のため、様式が弾力

化・簡素化される予定となっています。

Q5 免税店となるための手続きを教えてください。

A5 免税店となるには、所轄の税務署長の許可を受ける必要があります。

また、免税店シンボルマークが創設されましたので、免税店の許可を受けたら外国人旅行者に、より識別されやすいように、シンボルマーク使用の申請を行うことができます。

さらに、シンボルマーク使用店のリストは、日本政府観光局のホームページで国内外に発信されます。

免税店に関しては、東北運輸局、東北経済産業局及び仙台商工会議所無料相談窓口へご相談ください。

来年三月には仙台にて国連防災世界会議が開催されます。多くの外国人が仙台を訪れることが予想されますので、この機会に新たなビジネスチャンスとして、免税店の申請を検討されてはいかがでしょうか。

【回答】

当所エキスパートバンク登録専門家
佐藤晴美税理士事務所(宮城野区五輪)



税理士
佐藤 晴美氏